保医発 0531 第 4 号
令和６年５月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和６年厚生労働省告示第 206 号）が公布され、令和６年６月１日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

別添１

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

１　別紙１を次に改める。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　84 点

ロ　小臼歯・前歯　52 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき　61 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　11点

ロ　複雑なもの　29点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

ａ　単純なもの　8点

ｂ　複雑なもの　21点

ロ　自動練和型

ａ　単純なもの　9点

ｂ　複雑なもの　23点

２　歯科充填用材料　Ⅱ

⑴　複合レジン系

イ　単純なもの　4点

ロ　複雑なもの　11点

⑵　グラスアイオノマー系

イ　標準型

ａ　単純なもの　3点

ｂ　複雑なもの　8点

ロ　自動練和型

ａ　単純なもの　6点

ｂ　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）

１　14カラット金合金

⑴　インレー

複雑なもの　1,479点

⑵　４分の３冠　1,848点

２　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　大臼歯

イ　インレー

ａ　単純なもの　332点

ｂ　複雑なもの　614点

ロ　５分の４冠　772点

ハ　全部金属冠　972点

⑵　小臼歯・前歯

イ　インレー

ａ　単純なもの　226点

ｂ　複雑なもの　449点

ロ　４分の３冠　555点

ハ　５分の４冠　555点

ニ　全部金属冠　696点

３　銀合金

⑴　大臼歯

イ　インレー

a　単純なもの　23点
b　複雑なもの　40点
ロ　５分の４冠　51点
ハ　全部金属冠　63点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯
イ　インレー
a　単純なもの　14点
b　複雑なもの　30点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）　36点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）　36点
ニ　全部金属冠　46点

M010-2　チタン冠（１歯につき）　66点

M010-3　接着冠（１歯につき）
１　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　前歯　555点
⑵　小臼歯　555点
⑶　大臼歯　772点
２　銀合金
⑴　前歯　36点
⑵　小臼歯　36点
⑶　大臼歯　51点

M010-4　根面被覆（１歯につき）
１　根面板によるもの
⑴　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　332点
ロ　小臼歯・前歯　226点
⑵　銀合金
イ　大臼歯　23点
ロ　小臼歯・前歯　14点
２　レジン充填によるもの
⑴　複合レジン系　11点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型　8点
ロ　自動練和型　9点

M011　レジン前装金属冠（１歯につき）
１　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　866点
２　銀合金を用いた場合　102点

M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）　66点

M015　非金属歯冠修復（１歯につき）
１　レジンインレー
⑴　単純なもの　29点
⑵　複雑なもの　40点
２　硬質レジンジャケット冠
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン　8点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン　183点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

１　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　388 点

２　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

３　大臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

１　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点

２　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

１　乳歯金属冠　30 点

２　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　1 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

１　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,118 点

ロ　小臼歯　842 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　51 点

２　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　672 点

ロ　小臼歯　842 点

ハ　大臼歯　1,118 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　65 点

ロ　小臼歯　65 点

ハ　大臼歯　65 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,629 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（１床につき）
⑴　１歯から４歯まで　2点
⑵　５歯から８歯まで　3点
⑶　９歯から 11 歯まで　5点
⑷　12 歯から 14 歯まで　7点
2　総義歯（１顎につき）　10 点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　37 点

M020　鋳造鉤（１個につき）
1　14 カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,649 点
ロ　犬歯・小臼歯　1,341 点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　1,341 点
ロ　犬歯・小臼歯　1,030 点
ハ　前歯（切歯）　793 点
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　894 点
ロ　犬歯・小臼歯　699 点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　614 点
ロ　犬歯・小臼歯　534 点
ハ　前歯（切歯）　495 点
3　鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（１個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　6点
2　14 カラット金合金
⑴　双子鉤　780 点
⑵　二腕鉤（レストつき）　603 点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　248 点
⑵　犬歯・小臼歯　267 点
⑶　大臼歯　307 点
2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　30 点
⑵　犬歯・小臼歯　30 点
⑶　大臼歯　30 点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　磁石構造体　777 点
2　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　614 点

ロ　小臼歯・前歯　449 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　40 点

ロ　小臼歯・前歯　30 点

（キーパー）

1 個につき　233 点

M023　バー（１個につき）

１　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,434 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　18 点

２　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

１　シリコーン系　166 点

２　アクリル系　99 点

（別添参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002～M009　（略）	M002～M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1)　インレー	(1)　インレー
複雑なもの　1,479 点	複雑なもの　1,224 点
(2)　４分の３冠　1,848 点	(2)　４分の３冠　1,530 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1)　大臼歯	(1)　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　332 点	a　単純なもの　350 点
b　複雑なもの　614 点	b　複雑なもの　647 点
ロ　５分の４冠　772 点	ロ　５分の４冠　814 点
ハ　全部金属冠　972 点	ハ　全部金属冠　1,024 点
(2)　小臼歯・前歯	(2)　小臼歯・前歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　226 点	a　単純なもの　238 点
b　複雑なもの　449 点	b　複雑なもの　473 点
ロ　４分の３冠　555 点	ロ　４分の３冠　585 点
ハ　５分の４冠　555 点	ハ　５分の４冠　585 点
ニ　全部金属冠　696 点	ニ　全部金属冠　733 点
３　銀合金	３　銀合金

(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	23 点
b　複雑なもの	40 点
ロ　５分の４冠	51 点
ハ　全部金属冠	63 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	14 点
b　複雑なもの	30 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ　全部金属冠	46 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	555 点
(2)　小臼歯	555 点
(3)　大臼歯	772 点
２　銀合金	
(1)　前歯	36 点
(2)　小臼歯	36 点
(3)　大臼歯	51 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	332 点
ロ　小臼歯・前歯	226 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	23 点

(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	24 点
b　複雑なもの	41 点
ロ　５分の４冠	54 点
ハ　全部金属冠	66 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	15 点
b　複雑なもの	31 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	38 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	38 点
ニ　全部金属冠	48 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	585 点
(2)　小臼歯	585 点
(3)　大臼歯	814 点
２　銀合金	
(1)　前歯	38 点
(2)　小臼歯	38 点
(3)　大臼歯	54 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	350 点
ロ　小臼歯・前歯	238 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	24 点

ロ　小臼歯・前歯	14 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	866 点
2　銀合金を用いた場合	102 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,118 点
ロ　小臼歯	842 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	51 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	672 点
ロ　小臼歯	842 点
ハ　大臼歯	1,118 点
(2)　銀合金を用いた場合	
イ　前歯	65 点
ロ　小臼歯	65 点
ハ　大臼歯	65 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
1　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,649 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,341 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	

ロ　小臼歯・前歯	15 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	913 点
2　銀合金を用いた場合	107 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,179 点
ロ　小臼歯	888 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	53 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	708 点
ロ　小臼歯	888 点
ハ　大臼歯	1,179 点
(2)　銀合金を用いた場合	
イ　前歯	67 点
ロ　小臼歯	67 点
ハ　大臼歯	67 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
1　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,587 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,291 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	

イ　大臼歯　1,341 点 ロ　犬歯・小臼歯　1,030 点 ハ　前歯（切歯）　793 点 2　金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1)　双子鉤 イ　大・小臼歯　894 点 ロ　犬歯・小臼歯　699 点 (2)　二腕鉤（レストつき） イ　大臼歯　614 点 ロ　犬歯・小臼歯　534 点 ハ　前歯（切歯）　495 点 3　（略） M021　線鉤（１個につき） 1　（略） 2　14 カラット金合金 (1)　双子鉤　780 点 (2)　二腕鉤（レストつき）　603 点 M021-2　コンビネーション鉤（１個につき） 1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1)　前歯　248 点 (2)　犬歯・小臼歯　267 点 (3)　大臼歯　307 点 2　（略） M021-3　磁性アタッチメント（１個につき） 1　（略） 2　キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1 歯につき）） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	イ　大臼歯　1,291 点 ロ　犬歯・小臼歯　991 点 ハ　前歯（切歯）　763 点 2　金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1)　双子鉤 イ　大・小臼歯　943 点 ロ　犬歯・小臼歯　737 点 (2)　二腕鉤（レストつき） イ　大臼歯　647 点 ロ　犬歯・小臼歯　563 点 ハ　前歯（切歯）　522 点 3　（略） M021　線鉤（１個につき） 1　（略） 2　14 カラット金合金 (1)　双子鉤　756 点 (2)　二腕鉤（レストつき）　585 点 M021-2　コンビネーション鉤（１個につき） 1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1)　前歯　261 点 (2)　犬歯・小臼歯　281 点 (3)　大臼歯　323 点 2　（略） M021-3　磁性アタッチメント（１個につき） 1　（略） 2　キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1 歯につき）） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　614 点	イ　大臼歯　647 点
ロ　小臼歯・前歯　449 点	ロ　小臼歯・前歯　473 点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　40 点	イ　大臼歯　41 点
ロ　小臼歯・前歯　30 点	ロ　小臼歯・前歯　31 点
（キーパー）　（略）	（キーパー）　（略）
M023　バー（１個につき）	M023　バー（１個につき）
１　鋳造バー	１　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,434 点	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,511 点
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
M030　（略）	M030　（略）